平成２３年（フ）第４６９号
名古屋市南区鶴田２丁目６番８号
破産者　羽上田昭二
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７４号
愛知県春日井市神明町49番地18、開始決定時の住所名古屋市守山区新守山1703番地
破産者　加藤　一義
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５７号
愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目56番地　シャトー黒川203号
破産者　みるくモーモサンシティ店こと　伊藤　秀樹
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５号
大阪府岸和田市土生町4193番地、前住所大阪府貝塚市堤27番地４
破産者　山﨑畳商店こと　山﨑　重行
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
神戸市中央区港島中町３－２－１　ポートアイランド団地第63号棟409号室、開始決定時の住所神戸市兵庫区七宮町２丁目２番22―801号
破産者　福元　誠也
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４５号
兵庫県姫路市別所町佐土新305番地
破産者　高谷　修子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２３号
奈良市南紀寺町５丁目26番地
破産者　駒井　栄子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３５号
北海道士別市朝日町中央4027番地
破産者　齊藤　孝一
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８号
開始決定時の住所北海道旭川市５条通22丁目22番地の７
破産者　高垣　秀次
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８５号
北海道枝幸郡枝幸町歌登南町413番地１
破産者　吉田　憲和
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４９号
青森市旭町１丁目12番５号　さつき荘６号
破産者　柳澤　正美
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
盛岡市材木町１番15号　メルハウスＢ号、旧住所山形県米沢市太田町５丁目1530番地の54
破産者　木村　節子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７６号
新潟県村上市山居町２丁目13番12号
破産者　田中宗一郎
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２７３号
静岡県沼津市下香貫塩満1828番地の１
破産者　杉山　睦子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
長崎県長崎市横尾１丁目５番９号
破産者　つがみ教材社こと　津上　　均
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
大分市大字竹中3148番地の１
破産者　佐藤　裕美（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
山口県岩国市美和町北中山504番地
破産者　植松あゆみ
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部